

【諮問事項 1】

広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

(1) 目的

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、高齢者の虚弱、いわゆるフレイルの概念に着目した高齢者の保健事業である。フレイルが進行すると、病気だけでなく、生活機能が低下して介護が必要になるため、フレイルへの対応を中心に考え、疾病予防の観点から国民健康保険の保健事業を、介護予防の観点から介護保険の地域支援事業等を効果的に展開、すなわち一体的に実施することによって、後期高齢者の多様な課題に対応したきめ細かな支援を実施するものである。

(2) 施行日

令和2年4月1日

(3) 実施主体

広島県後期高齢者医療広域連合

(4) 実施期間

令和6年度までに全市町にて実施

(5) 広域連合の主な役割

- ① 広域計画に市町との連携内容を規定
- ② 市町に保健事業の実施を委託
- ③ 保健事業の実施に必要な財源を確保
- ④ 市町での保健事業評価の支援

(6) 市町の主な役割

- ① 庁内各部局間の連携体制を整備
- ② 一体的な実施に係る基本的な方針を作成
- ③ 国民健康保険の保健事業・介護保険の地域支援事業等との一体的な取組を実施

(7) 医療専門職の配置・事業費の交付上限額

① 事業の企画・調整等を担当する医療専門職

ア 業務内容

- (ア) 事業の企画・調整等
- (イ) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (ウ) 医療関係団体等との連絡調整

イ 医療専門職配置に係る交付上限額（予定）

人件費（市町ごと） 5,800千円（交付基準額）

特別調整交付金 5,800千円 × 2/3 = 3,867千円

保険料 5,800千円 × 1/3 = 1,933千円

② 地域を担当する医療専門職

ア 業務内容

(ア) ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別支援）

A 対象者：75歳以上の後期高齢者

B 事業の要件：次の事業のうち少なくとも1つを実施

(A) 低栄養・重症化予防の取組

(B) 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

(C) 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

(イ) ポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的な関与等）

A 対象者：75歳以上の後期高齢者及び74歳以下の者

B 事業の要件：通いの場等において地域の健康課題をもとに健康教育・健康相談等に関する事業を実施

イ 医療専門職配置に係る交付上限額（予定）

(ア) 人件費

(日常生活圏域ごと) 3,500千円（交付基準額）

特別調整交付金 3,500千円 × 2/3 = 2,333千円

保険料 3,500千円 × 1/3 = 1,167千円

(イ) その他経費

(日常生活圏域ごと) 500千円（交付基準額）

特別調整交付金 500千円 × 2/3 = 333千円

保険料 500千円 × 1/3 = 167千円

2 広域計画の改定案について

IV 基本計画

1 広域連合と市町の事務分担

| 現 行 | 改定案 |
|---|---|
| <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>[広域連合]</p> <p>後期高齢者の健康づくりや、医療費適正化の観点、さらには、健康・医療情報などを分析し、市町と連携して保健事業を推進します。</p> | <p>(4) 保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事務</p> <p>[広域連合]</p> <p>後期高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、原則として市町との委託を基に、市町と連携をとりながら、後期高齢者の健康の保持増進のために必要な保健事業及び介護予防の一体的な実施が推進されるよう必要な財源を確保するとともに、PDCAサイクルに沿って進捗するよう事業の実施主体として、現状分析、体制整備及び事業評価等において市町の後方支援をします。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>〔市町〕</p> <p>広域連合と連携をとりながら、健診事業などの業務を実施します。また、地域の特性に応じた保健事業を推進します。</p> | <p>〔市町〕</p> <p>後期高齢者に係る健診事業などの業務の他に、広域連合との委託を基に、広域連合と連携をとりながら、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業等との一体的な実施のあり方を含む基本的な方針を定め、後期高齢者の特性に応じた保健事業の効果的かつ効率的な実施を推進します。</p> |
|--|---|

2 施策の方向性

| 現 行 | 改定案 |
|--|---|
| <p>(2) 医療費の適正化</p> <p>県の医療費適正化計画と整合し、レセプト電子化によるレセプト点検の効率的実施及び疾病分類をはじめとした受診情報析の強化による保健事業への活用、後発医薬品の使用促進などにより医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>また、医療費に対する認識を深め、重複・頻回受診の防止と適正受診の推進を図るため、医療費通知を行います。</p> <p>(4) 健康づくりの推進</p> <p>広域連合と市町が連携して広報活動に取り組むことで、高齢者の健康づくりに対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康診査、歯科健康診査、長寿・健康増進、糖尿病性腎症患者の重化予防など保健事業を推進します。</p> | <p>(2) 医療費の適正化</p> <p>県の医療費適正化計画と整合し、医療情報を有効活用することにより、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の促進、重複・頻回受診者に対する保健指導の促進及びレセプト点検の充実などにより、被保険者の適正な受診を推進し、医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>(4) 保健事業と介護予防の一体的な実施の推進</p> <p>後期高齢者のフレイルに着目して、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチ及び通いの場等への積極的な関与等であるポピュレーションアプローチを一体的に実施することによって、後期高齢者の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を推進します。</p> <p>また、併せて、後期高齢者の健康増進のため、健康診査、歯科健康診査及び長寿・健康増進などについても、引き続き実施します。</p> |